自然公園に関するQ&A

- Q1 自然公園とは、何ですか?
- A 1 自然公園法若しくは県立自然公園条例により定められた公園で、「すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進をはかり、国民の保健、体育および教化に資すること」を目的として、一定の区域を画して指定されたものをいい、規模や景観の程度により、「国立公園」、「国定公園」、「県立自然公園」の3つに区分されています。茨城県内には、水郷筑波国定公園と9つの県立自然公園があります。

自然公園内は、保護の重要さに応じて「特別保護地区」、「特別地域」や「普通地域」に区分されており、自然環境を保護するために地域区分によって、 色々な制限が設けられています。

- Q2 一般的な公園とは、何が違うのですか?
- A 2 自然公園は、街中にある一般的な公園のような固有の施設(整備された 公園)を指すものでなく、自然環境を保護するために指定した「地域」を 指すものであるため、その地域内の天然の森林や湖沼も含まれています。
- Q3 市役所に確認したところ、自宅が自然公園内であると聞きましたが、ど ういうことでしょうか?
- A 3 上記でも述べていますように、自然公園は「地域」を指定しているものであるため、場所によっては、民有地などが含まれている場合があります。
- Q4 自宅が自然公園の指定地域内であり、近々自宅の改築を検討していますが、自分の土地の中で行うものなので、規制は受けないで済みますか?
- A 4 申し訳ありませんが、例え個人所有の土地であっても、自然公園内で工作物を新・増・改築する場合は、法令上の規制を受けることになり、法令上の許可申請等が必要になります。

これは、自然公園内の景観を保持することを目的とするものであり、住宅の面積や高さや色彩などが規制の対象となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

- A 5 自然公園内の土地では、建物を建てたりすることは禁止されているので すか?
- A 5 地域によっては、工作物を設置すること自体を禁止している場所もありますが、ほとんどの場合、法令上定められている規模や高さの規制の範囲内であれば、建物などを建築することは可能です。

- Q6 自然公園内で、規制を受ける行為の範囲、必要な手続き等を知りたいのですが?
- A 6 特別保護地区では、動物(昆虫を含む)の捕獲や、植物の採取等を含めてほとんどの行為が禁止されています。

また、次の行為は特別地域では、許可、普通地域では届出が必要です。

- 1 工作物(建築物、道路など)を新築・改築・増築すること
- 2 木竹を伐採すること
- 3 鉱物を採掘したり、土石を採取すること
- 4 土地の開墾や造成など、土地の形状を変更すること
- 5 広告物やこれに類するものを掲出すること
- 6 指定した植物を採取または損傷すること

詳しい内容や許可申請等の手続き方法については、県環境政策課HPで確認できます。申請書類の様式も掲載していますので、必要な場合はダウンロードも可能です。

分からない点については、県環境政策課自然・鳥獣保護グループへお問い合わせください。

- Q7 自然公園内かどうか確認したい場所があるのですが?
- A7 自然公園の指定区域図は、環境政策課HP内に掲載されています(一部 不掲載)ので、そちらで確認していただくか、又は県環境政策課へお問い 合わせください。
- Q8 自然公園内かどうかを電話で問い合わせする場合,番地を伝えれば確認 してもらえますか?
- A8 申し訳ありませんが、番地だけでは確認できないため、位置図等をFA Xで送付いただき、確認をしております。
- Q9 筑波山の登山道を利用したいのですが、ペットを一緒に連れていっても 問題ないですか?
- A 9 筑波山は、水郷筑波国定公園という自然公園の一部に指定されています。 特に山頂付近の登山道は、「特別保護地区」に指定されており、「動物の放 出」に該当する行為は規制を受けていますが、リードを付けた状態であれ ば問題ありません。

ただし、筑波山の山林には、多種多様な動植物が生息しており、他の場所から動物を連れ込むことで生息環境に影響を与えてしまうことも懸念されますので、出来る限り御配慮願います。

また、登山道は道幅がせまく、多くの方がご利用になるので、リードを 短くするなどの最低限のマナーは守っていただきますようお願いいたしま

- Q10 筑波山の御幸ヶ原において、トンボ等の昆虫を捕まえてもいいですか?
- A 1 0 御幸ヶ原周辺は、特別保護地区に指定されておりますので、許可なく動物(昆虫を含む。)を捕獲すると、自然公園法に違反し処分の対象になる可能性があるので、ご注意ください。

また、山野草などの植物採取も禁止されております。動物や植物を守り、かけがえのない自然を大切にしましょう。

- Q11 自然公園の特別地域内において、周辺の景観を良くするため、桜など を植栽したいと考えていますが、許可申請は必要ですか?
- A 1 1 木竹の植栽は、特別保護地区であれば許可申請が必要ですが、特別地域内であれば、許可申請は不要です。ただし、森林には、その地域固有の在来種が存在し、その在来種を中心として生態系が形成されていることがあることから、植栽が生態系に与える影響等を十分に考慮していただく必要があると思われます。

また、植栽する木の根に付着する土等により外来植物の種が持ち込まれ、地域の在来生態系の保全に影響を及ぼすことも懸念されますので、 ご注意ください。